

低未利用土地等確認申請書の申請に係る作成上の注意

申請に係る全般事項

申請書の作成について

- 申請をすることができるのは、本特例制度を受けようとする本人のみです。
- 「申請者」欄には、本特例制度を受けようとする本人の氏名等を記入してください。
- 申請者等の内容確認のために市からご連絡をする場合がありますので、ご自宅の電話番号のほか、日中の連絡可能な連絡先（携帯電話番号や勤務先等）がありましたら併せて記入してください。（代理人による申請の場合を除く。）
- 申請書を代理人が作成し、提出することも可能です。この場合、委任状（形式は問いません。）の提出をお願いします。

添付書類について

- 提出された添付書類は返却しません。申請者控えとして必要な場合は、あらかじめコピーをしておいてください。

申請書等の提出について

- 富士見市が確認書を交付できるのは、対象の低未利用土地等が富士見市内に所在するのみです。申請者が富士見市内に居住していても対象の低未利用土地等が市外にある場合には、当該低未利用土地等が所在する市区町村にて申請してください。
- 本人が確認できる身分証明書を持参して、富士見市建築指導課の窓口にて提示してください。（代理人の方は、委任状の提出のほか代理人の方の身分証明所を提示してください。）
- 郵送による確認書の交付を希望する場合は、返信用封筒を用意してください。なお、返送する書類は「低未利用地等確認申請書」です。定型封筒であれば 84 円切手を貼付してください。
- 申請書の提出から確認書の交付まで、通常 1 週間から 10 日程度かかります。ただし、申請書の記入漏れや添付書類の不備等があった場合には書類の修正、追加提出等をお願いすることがありますので、確認書交付までさらに日数がかかることがあります。税務署への手続期限を考慮し、余裕をもって申請してください。

お問合せ・申請書提出先

富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ
住 所：〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1
電 話：049-251-2711（代表）